平成30年度中央市一般会計予算

平成30年度中央市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,752,320千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」に よる。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

- 第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、
 - 1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額 を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

款				項			金額
1市	兑						4, 410, 946
		1市		民		税	1, 923, 439
		2 固	定	資	産	税	2, 161, 011
		3 軽	自	動	車	税	101, 757
		4 市	た	ば	٢	税	224, 644
		5 入		湯		税	95
2地 方 譲 与 和	兑						113, 500
		1地	方 揮	発 洭	由 譲 与	税	33, 600
		2 自	動 車	重量	量 譲 与	税	79, 900
3利 子 割 交 付 会	金						6, 000
		1 利	子	割	交 付	金	6, 000
4配 当 割 交 付 会	金						13, 000
		1 配	当	割	交 付	金	13, 000
5株式等譲渡所得割交付会	金						8,000
		1 株	式 等 譲	渡所	得割交付	金	8,000
6地 方 消 費 税 交 付 会	金						530, 000
		1地	方 消	費利	党 交 付	金	530, 000
7自動車取得税交付会	金						26, 000
		1 自	動車	取 得	税 交 付	金	26, 000
8地方特例交付会	金						21, 500
		1地	方 特	例	交 付	金	21, 500
9地 方 交 付 和	兑						2, 080, 010
		1地	方	交	付	税	2, 080, 010
10 交通安全対策特別交付会	金						5, 792
		1 交	通安全	対策	特別交付	金	5, 792
11 分 担 金 及 び 負 担 3	金						301, 302
		1 負		担		金	301, 302
12 使 用 料 及 び 手 数 **	钭						73, 726
		1 使		用		料	54, 179
		2 手		数		料	19, 547
13 国 庫 支 出 🕏	金						1, 677, 444
		1国	庫	負	担	金	1, 132, 793
		2 国	庫	補	助	金	537, 108

	款					Į	頁				金額
			3	委			託			金	7, 543
14 県 支	-	出 金									688, 483
			1	県		負		担		金	425, 182
			2	県		補		助		金	190, 436
			3	委			託			金	72, 865
15 財 産		収 入									32, 235
			1	財	産	運		用	収	入	32, 233
			2	財	産	売		払	収	入	2
16 寄	附	金									11, 103
			1	寄			附			金	11, 103
17 繰	入	金									1, 932, 480
			1	基	金		繰		入	金	1, 924, 480
			2	特	別	会	計	繰	入	金	8,000
18 繰	越	金									100, 000
			1	繰			越			金	100, 000
19 諸	収	入									60, 164
			1	延	滞金、	加	算	金及	てび過	料	5, 300
			2	市	預		金		利	子	1
			3	雑						入	54, 863
20 市		債									2, 660, 635
			1	市						債	2, 660, 635
	歳	入		É	<u>^</u>	Ī	計				14, 752, 320

	款					項					金額
1 議	会	費									152, 379
			1 議			会				費	152, 379
2 総	務	費									1, 955, 757
			1 総	務		管		理		費	1, 270, 174
			2 企			画				費	209, 458
			3 徴			税				費	199, 612
			4 戸	籍住	民	基	本	台	帳	費	123, 319
			5選			挙				費	36, 217
			6 防			災				費	112, 903
			7 統	計	-	調		査		費	3, 343
			8 監	查		委		員		費	731
3 民	生	費									4, 566, 645
			1 社	会	•	福		祉		費	1, 859, 068
			2 児	童	:	福		祉		費	2, 275, 248
			3 生	活	ì	保		護		費	357, 061
			4 災	害	:	救		助		費	5
			5 福	祉		施		設		費	75, 263
4 衛	生	費									818, 905
			1 保	健	ţ	衛		生		費	419, 758
			2 清			掃				費	352, 342
			3 水			道				費	46, 805
5 労	働	費									3, 468
			1 労		働		諸			費	3, 468
6 農	林 水 産 業	費									614, 310
			1 農			業				費	608, 440
			2 林			業				費	5, 870
7 商	I	費									168, 988
			1 商			工				費	168, 988
8 土	木	費									2, 074, 012
			1 土	木		管		理		費	50, 068
			2 道	路	,	橋		梁		費	542, 376
			3 河			Ш				費	11, 452
			4都	市	i	計		画		費	1, 456, 296

_								
	款				項			金額
			5 住		宅		費	13, 820
9消	防	費						519, 050
			1消		防		費	519, 050
10 教	育	費						2, 507, 613
			1 教	育	総	務	費	113, 044
			2 小	学		校	費	311, 877
			3 中	学		校	費	130, 554
			4 社	会	教	育	費	191, 427
			5 保	健	体	育	費	1, 760, 711
11 災	害 復	旧費						40
			1 農	林水産業	施設	災害復	旧費	20
			2 公	共土木施	起 設	災害復	旧費	20
12 公	債	費						1, 309, 358
			1 公		債		費	1, 309, 358
13 諸	支	出 金						41, 795
			1 普	通財	産	取 得	費	1
			2 基		金		費	41, 794
14 予	備	費						20, 000
			1 予		備		費	20, 000
	歳	出	1	<u></u>	計			14, 752, 320

第2表 継続費

款	項	事 業 名	総 額 (千円)	年 度	年割額 (千円)
o w 求 連	0 0 = = =	七	107.004	平成30年度	108, 397
2 総務費	2企 画 費	市庁舎整備事業	137, 664	平成31年度	29, 267
2日 生 弗	0.旧产短划 弗	子ども・子育て支援	F 044	平成30年度	3, 805
3 民生費	2児童福祉費	事業計画策定事業	5, 944	平成31年度	2, 139
0 上 士 弗	4 数 去乳 面 弗	中央市都市計画マスタープラン	0.000	平成30年度	2, 500
8 土木費	4都市計画費	見直し事業	9, 800	平成31年度	7, 300
10 数 去 弗	2 九 쓷 坛 弗	九	0,000	平成30年度	4, 500
10 教育費	3中学校費	中学校語学研修事業	9, 000	平成31年度	4, 500

第3表 繰越明許費

	7	款				Į	頁			事 業 名	金 額 (千円)
2	総	務	費	2	企		画		費	市庁舎整備事業	78, 725
7	商	エ	費	1	商		工		費	観光振興事業	3, 500
10	教	育	費	5	保	健	体	育	費	給食センター施設整備事業	16, 740
					<u>{</u>	7				計	98, 965

第4表 地方債

起債の目的	限度額(千円)	起債の 方 法	利率	償還の方法	
公共事業等債	72, 600				
合併特例事業債	1, 449, 300	普通貸借			
緊急防災・減災 事 業 債	57, 800		5.0%以内(ただ し、利率見直し方	政府資金については、そ の融資条件により、銀行そ	
臨時財政対策債	500, 000		式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った 後においては、当	の他の場合には、その債権者と協議する。 ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは、	
市町村振興資金	569, 700			該見直し後の利率)	繰上償還又は低利に借換え することができる。
借換債(銀行等約 定償還借換債)	11, 235				
合 計	2, 660, 635				

平成30年度中央市国民健康保険特別会計予算

平成30年度中央市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,162,628千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

	款		項	金額
1 国	民 健 康 保 険	税		704, 819
			1国民健康保険税	704, 819
2 使	用料及び手数	料		563
			1手 数 料	563
3 国	庫 支 出	金		1
			1国 庫 補助 金	1
			2 国 庫 負 担 金	0
4 県	支出	金		2, 188, 777
			1県負担金・補助金	2, 188, 777
			2 県 負 担 金	0
			3 県 補 助 金	0
5 財	産収	入		1
			1財産運用収入	1
6 繰	入	金		258, 955
			1一般会計繰入金	258, 954
			2 基 金 繰 入 金	1
7 繰	越	金		1
			1 繰 越 金	1
8 諸	収	入		9, 511
			1延滞金、加算金及び過料	6, 004
			2 雑 入	3, 507
9 療	養給付費等交付	金		0
			1療養給付費等交付金	0
10 前	期 高 齢 者 交 付	金		0
			1前期高齢者交付金	0
11 共	同 事 業 交 付	金		0
			1共 同 事 業 交 付 金	0
	TF →		Λ =1	2 100 000
	歳 入		合 計	3, 162, 628

	款		項	金額
1 総	務	費		63, 557
			1総務管理費	58, 162
			2 徴 収 費	5, 165
			3運 営 協 議 会 費	230
2 保	険 給	付 費		2, 156, 860
			1 療 養 諸 費	1, 902, 085
			2 高 額 療 養 費	238, 926
			3 移 送 費	2
			4出 産 育 児 諸 費	13, 447
			5 葬 祭 諸 費	2, 400
3 国	民健康保険事	事業費納付金		894, 871
			1医療給付費分	608, 127
			2後期高齢者支援金等分	206, 875
			3介 護 納 付 金 分	79, 869
4 共	同 事 業	拠 出 金		1
			1共同事業拠出金	1
5 保	健 事	業費		32, 567
			1特定健康診查等事業費	29, 854
			2保健事業費	2, 713
6 基	金積	立 金		1
			1基 金 積 立 金	1
7 諸	支	出 金		4, 770
			1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	4, 769
			2 繰 出 金	1
8 繰	出	金		1
			1 繰 出 金	1
9 予	備	費		10, 000
			1 予 備 費	10, 000
10 後	期高齢者	支 援 金 等		0
			1後期高齢者支援金等	0
11 前	期高齢者	納付金等		0
			1前期高齢者納付金等	0
12 介	護 納	付 金		0

款			項			金	<u></u> 額
451	1介	護	納	付	金	31/4	0
					-11-4		
歳 出	合		計			3 1	62, 628
иж Ш	口		рI			0, 1	.02, 020

議案第24号

平成30年度中央市後期高齢者医療特別会計予算

平成30年度中央市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ262,126千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

款		項	金額
1後期高齢者医療保険	料		194, 647
		1後期高齢者医療保険料	194, 647
2使用料及び手数	料		65
		1手 数 料	65
3 県 支 出	金		565
		1県補助金	565
4 繰 入	金		66, 341
		1一般会計繰入金	66, 341
5 諸 収	入		273
		1延滞金、加算金及び過料	2
		2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	270
		3 雑 入	1
6 繰 越	金		235
		1繰 越 金	235
歳		合 計	262, 126

,,,,,, F	<u> </u>								1 1 2 1 1 1 1 7
	款				項			金	額
1 総	務	費							13, 320
			1 総	務	管	理	費		11, 308
			2 徴		収		費		2,012
2後期高	万齢者医療広域連	合納付金							248, 236
			1後	期高齢	者医療広	域連合	納付金		248, 236
3 諸	支 出	金							270
			1 償	還 金	及び還	付 加	算 金		270
4 予	備	費							300
			1 予		備		費		300
	歳	出		<u></u>	計				262, 126

平成30年度中央市介護保険特別会計予算

平成30年度中央市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,017,467千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予 算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

	款						項				金額
1 保	険		料								449, 951
				1介	護	r L	保	Ŗ	倹	料	449, 951
2 使	用料及び	手 数	料								2
				1手			数			料	2
3 国	庫 支	出	金								472, 036
				1 国	庫	Í	負	扌	担	金	352, 691
				2 国	庫	Í	補	Ę	功	金	119, 345
4 支	払 基 金	交 付	金								521, 305
				1支	払	基	金	交	付	金	521, 305
5 県	支	出	金								274, 550
				1 県		負		担		金	262, 175
				2 県		補		助		金	12, 375
6 財	産	収	入								3
				1 財	産	運	į	用	収	入	3
7 繰	入		金								296, 916
				1 —	般	会	計	繰	入	金	296, 916
8 繰	越		金								1, 000
				1 繰			越			金	1, 000
9 諸	収		入								1, 704
				1延	滞金	、加	算	金及	び過	料	2
				2 雑						入	1, 702
	歳	入		<u> </u>	<u> </u>		計				2, 017, 467

	款		項	金額
1 総	務	費		44, 547
			1 総 務 管 理 費	24, 814
			2 徴 収 費	4, 246
			3介護認定審査会費	15, 487
2 保	険 給	付 費		1, 891, 904
			1介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	1, 741, 103
			2介護予防サービス等諸費	6, 279
			3 そ の 他 諸 費	1, 853
			4高額介護サービス等費	38, 494
			5高額医療合算介護サービス等費	11, 175
			6 特定入所者介護サービス等費	93, 000
3 地	域 支 援	事 業 費		79, 614
			1 介護予防・生活支援サービス事業費	25, 515
			2一般介護予防事業費	15, 018
			3 包括的支援等事業費・任意事業費	39, 056
			4 そ の 他 諸 費	25
4 諸	支	出 金		402
			1 償 還 金	402
5 予	備	費		1,000
			1予 備 費	1,000
	歳	出	合 計	2, 017, 467

議案第26号

平成30年度中央市地域包括支援センター特別会計予算

平成30年度中央市地域包括支援センター特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,784千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

<i>所</i> 又												1		14.1円)
		款							項				金	額
1サ	-	ビ	ス	収	入									895
						1 予	防	給	付	費	収	入		895
2 繰		入			金									14, 888
						1 —	般	会	計	繰	入	金		14, 888
3 諸		Ц	l		入									1
						1 雑						入		1
		歳		入			ì		計					15, 784

	款					J	項					金	額
1 総	務	費											14, 887
			1 糸	総	務		管		理		費		14, 887
2 事	業	費											896
			1 月	弓 勻	三介	護	支	援	事	業	費		896
3 諸	支	出 金											1
			1 亿	賞			還				金		1
	1 ₩	111		^			⇒ 1.						15 794
	歳	出		合			計						15, 784

平成30年度中央市簡易水道事業特別会計予算

平成30年度中央市簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ187,970千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第 1 表 歲 入 歲 出 予 算

,,, <u>,,,</u>																
			款							•	項				金	額
1分	担	金	及	び	負	担	金									811
								1分			担			金		811
2 使	用	料	及	び	手	数	料									115, 842
								1 使			用			料		115, 770
								2 手			数			料		72
3 財		産			収		入									10
								1 財	産	運		用	収	入		10
4 繰			Ź	ζ			金									46, 805
								1 —	般	会	計	繰	入	金		46, 805
5 繰			走	<u>或</u>			金									1
								1 繰			越			金		1
6 諸			Ц	又			入									1
								1 雑						入		1
7市							債									24, 500
								1 市						債		24, 500
			歳			入		<u> </u>	<u>,</u>		計					187, 970

	款					項			金	額
1 総	務		費							50, 198
				1 総	務	管	理	費		50, 198
2 衛	生		費							54, 162
				1環	境	衛	生	費		54, 162
3 公	債		費							81, 600
				1 公		債		費		81, 600
4 諸	支	出	金							10
				1 基		金		費		10
5 予	備		費							2,000
				1 予		備		費		2,000
	歳		 <u></u>	合		計				187, 970

第2表 地方債

起債の目的	限 度 額 (千円)	起債の 方 法	利 率	償還の方法
簡易水道事業債	24, 500		5.0%以内(ただ し、利率見直し方 式で借り入れる資 金について、利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。
合 計	24, 500	普通貸借	の見直しを行った 後においては、当 該見直し後の利 率)	ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。

平成30年度中央市下水道事業特別会計予算

平成30年度中央市下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ972,309千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」に よる。

(地方債)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、 500,000千円と定める。

			款								項				金額
1分	担	金	及	び	負	担	金								12, 000
								1 負			担			金	12,000
2 使	用	料	及	び	手	数	料								251, 950
								1 使			用			料	251, 400
								2 手			数			料	550
3 国		庫	3	支	出		金								4, 500
								1国	<u>Jī</u>	Į.	補	Д	力	金	4, 500
4 繰			-	入			金								615, 749
								1 —	般	会	計	繰	入	金	615, 749
5 繰			į				金								5, 000
								1 繰			越			金	5, 000
6 諸			I	仅			入								10
								1 雑						入	10
7 市							債								83, 100
								1市						債	83, 100
			歳			入		合			計				972, 309

所 义										中世・1円)
	款					項				金額
1 総	務	費								239, 120
			1	総	務	管	<u> </u>	理	費	239, 120
2事	業	費								65, 198
			1	公	共	下	水	道	費	45, 412
			2	流	域	下	水	道	費	19, 786
3 公	債	費								665, 991
			1	公		倡	E Į		費	665, 991
4 予	備	費								2, 000
			1	予		婧	昔		費	2, 000
	歳	 出		合		計				972, 309
						•				

第2表 地方債

起債の目的	限度額 (千円)	起債の 方 法	利率	償 還 の 方 法
公共下水道 整備事業債	13, 900			政府資金については、そ
流域下水道 整備事業債	17, 900	普通貸借	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率	の融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。 ただし、財政その他の者
下水道事業債 (特別措置分)	51, 300	日地貝旧	の見直しを行った 後においては、当 該見直し後の利 率)	合により、据置期間及び償 還期間を短縮し、若しくは、 繰上償還又は低利に借換え
合 計	83, 100			することができる。

平成30年度中央市農業集落排水事業特別会計予算

平成30年度中央市農業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ417,402千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

款			Ą	Į .		金額
1分 担 金 及 び	負 担 金					2, 221
		1 負		担	金	2, 221
2 使 用 料 及 び	手 数 料					37, 594
		1 使		用	料	37, 554
		2 手		数	料	40
3 県 支	出金					79, 428
		1 県	補	助	金	79, 428
4 財 産	収 入					210
		1 財	産 売	払	収 入	210
5 繰 入	金					215, 248
		1 —	般 会	計 繰	入 金	215, 248
6 繰 越	金					1,000
		1 繰		越	金	1,000
7 諸 収	入					1
		1 雑			入	1
8 市	債					81, 700
		1 市			債	81, 700
歳	入	合	· ====================================	†		417, 402

1 総	,,,,, E													1 1 1 4 7
1総 移 管 理 費 80,980 2事 業 費]	項					金	
2 事 業 費 174,500 1 農業集落排水事業費 174,500 3 公 債費 159,922 4 子 備費 2,000 1 子 備 費 2,000 1 子 備 費 2,000	1 総	務	費											80, 980
18 28 28 38 38 38 39 30 30 40 40 40 40 40 40				1 総		務		管		理		費		80, 980
3公 俊 費 159,922 1分 備 費 2,000 1万 備 費 2,000 1万 備 費 2,000 1万 備 費 100 100 100 100 100 100 100 100 100 1	2 事	業	費											174, 500
4 子 備 費 2,000 2,000 1 子 備 費 2,000				1 農	業	集	落	排	水	事	業	費		174, 500
4 子 備 費 2,000	3 公	債	費											159, 922
1子 備 費 2,000				1 公				債				費		159, 922
	4 予	備	費											2,000
歳 出 合 計 417, 402				1 子				備				費		2,000
歳 出 合 計 417, 402														
歳 出 合 計 417,402														
歳 出 合 計 417,402														
歳 出 合 計 417,402														
歳 出 合 計 417,402														
歳 出 合 計 417,402														
歳 出 合 計 417,402														
歳 出 合 計 417, 402														
歳 出 合 計 417,402														
歳 出 合 計 417,402														
歳 出 合 計 417, 402														
歳 出 合 計 417, 402														
歳 出 合 計 417, 402														
歳 出 合 計 417,402														
歳 出 合 計 417,402														
歳 出 合 計 417,402														
歳 出 合 計 417, 402														
歳 出 合 計 417, 402														
歳 出 合 計 417,402														
歳 出 合 計 417,402														
歳 出 合 計 417,402														
歳 出 合 計 417,402														
歳 出 合 計 417,402														
歳 出 合 計 417,402														
歳 出 合 計 417,402														
歳 出 合 計 417,402														
歳 出 合 計 417,402														
		歳	出		合			計						417, 402

第2表 地方債

起債の目的	限度額 (千円)	起債の 方 法	利率	償還の方法
農業集落排水 施 設 事 業 債	81, 700	普通貸借	5.0%以内(ただ し、利率見直し方 式で借り入れる資 金について、利率 の見直しを行った	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。 ただし、財政その他の都
合 計	81, 700		後においては、当 該見直し後の利 率)	合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは、 繰上償還又は低利に借換えすることができる。

議案第30号

平成30年度中央市田富よし原処理センター事業特別会計予算

平成30年度中央市田富よし原処理センター事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ94,860千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

款	項	金額
1分担金及び負担金		20, 267
	1負 担 金	20, 267
2 使 用 料 及 び 手 数 料		41, 435
	1使 用 料	41, 400
	2手 数 料	35
3 財 産 収 入		30
	1財 産 運 用 収 入	30
4 繰 入 金		32, 627
	1一般会計繰入金	14, 482
	2基 金 繰 入 金	18, 145
5 繰 越 金		500
	1繰 越 金	500
6諸 収 入		1
	1雑 入	1
歳	合 計	94, 860

	款					項			金	額
1 総	務		費							69, 592
				1 総	務	管	理	費		69, 592
2 諸	支	出	金							23, 268
				1 基		金		費		23, 268
3 子	備		費							2,000
				1 予		備		費		2,000
	上版	Ц	1			⇒ L				94, 860
	歳	<u>H</u>	1	合		計 				<i>9</i> 4, 000

平成30年度中央市上水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度中央市上水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給 水 戸 数	7, 945戸
(2)	年間総給水量	$2, 180, 990 \mathrm{m}^3$
(3)	一日平均給水量	5, 975 m³
(4)	主要な建設改良事業	
	配水設備拡張事業	17,280千円
	配水設備改良事業	24,506千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入		
第1款 7	水道事業収益			288,	953千円
第1項	営業収益			268,	184千円
第2項	営業外収益			20,	768千円
第3項	特別利益				1千円
		支	出		
第1款 7	水道事業費用			271,	0 2 2 千円
第1項	営業費用			225,	396千円
第2項	営業外費用			43,	276千円
第3項	特別損失				350千円
第4項	予 備 費			2,	000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額121,186千円は、過年度分損益勘定留保資金121,186千円で補てんするものとする。)。

収 入

第1款 資本的収入

0千円

支 出

第1款 資本的支出

第1項 建設改良費

第2項 企業債償還金

第3項 予 備 費

121, 186千円

45,317千円

70,869千円

5,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、40,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

- 第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、 又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければなら ない。
 - (1) 職員給与費 21,959千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産購入限度額は、5,039千円と定める。